

十日町市立西小学校いじめ防止基本方針

はじめに

当校のいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という。）第13条の規定に基づき、この「十日町市立西小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を策定する。

1 いじめの防止等のための基本的な方針

(1) いじめに対する基本的な考え方

① いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する（「法」第2条より）

② 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、当校では、すべての児童がいじめを行わず、また他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

③ いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

④ 学校の責務

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのため、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、家庭や地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めなければならない。

(2) いじめ防止等のための取組方針

① いじめの防止等の取組は、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行なう。

② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。

③ 学校評価において、いじめの実態把握及びいじめに対する措置の取組について定期的に評価し、取組の見直しと改善を図る。

④ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。

⑤ 保護者・地域住民に、学校がいじめの防止等の取組について、理解と協力を働きかけるため、広報と意識啓発を行う。

2 いじめの防止等のための基本的な施策

(1) 基本となる取組

① いじめの未然防止のための取組

ア 学校のランドデザインに「いじめ・不登校の減少」を掲げ、いじめをしない、見逃さないために組織的に取り組む。

イ 「認め合う学級」を重点目標の1つに掲げ、一人一人の個性を尊重する学級経営の工夫を行う。

ウ 教育活動全体を通して、児童の自己有用感と自己肯定感を高め、規範意識と人間関係能力を高める。

エ 「道徳」の時間を要として、体験活動等との関連を図りながら道徳教育と人権教育の充実を図る。

オ 児童が自主的にいじめ防止について学び、主体的にいじめ防止に取り組む児童会活動の充実を図る。

カ 縦割り班を中心に、児童同士が関わる場面を日常的に設定し、コミュニケーション力を高める。

キ いじめ防止について、家庭や地域への啓発と連携を図る。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・ 児童対象のいじめアンケート調査（毎月、随時）
- ・ 児童対象の教育相談を通じた調査（6月、11月、随時）

イ いじめ相談体制

- ・ 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談窓口の設置と周知を図るなど、相談体制を整備する。
- ・ スクールカウンセラーや十日町市教育センター相談員と直接的な連携を図る。

ウ いじめの防止等の対策のための教職員の資質向上

いじめの防止等の対策に関する研修「生徒指導研修」を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

(2) いじめ防止等の対策のための組織の設置

① 設置の目的

法第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行なうための組織（以下「組織」という。）として、「いじめ防止委員会」を設置する。

② 構成員

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、生活指導部担当職員、スクールカウンセラー、十日町市教育センター職員、必要に応じて本校の教職員や外部関係者

③ 役割

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- ・ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、当該情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核となる。

④ 取組

- ・ いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・ いじめの未然防止に関すること。
- ・ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童や保護者・地域住民の理解を深めること。
- ・ いじめ発生時の対応に関すること。
- ・ 会議は定例会を週1回（毎週月曜日終会に）開催し、いじめ発生時は緊急に開催する。

(3) いじめ発生時の措置

① いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実を確認する。

（担任→学年主任・生活指導主任→管理職）

- ② 当該情報を基に、組織としての対応策を協議し、職員の共通理解を図る。
- ③ いじめをやめさせ、いじめを受けた児童を確実に見守って保護する。また、必要に応じ別室の確保や関係機関からの支援を受ける。
- ④ いじめを受けた児童の保護者に家庭訪問等を行い、事実関係と当面の対応を説明し、今後の学校との連携についての保護者の意思を確認する。
- ⑤ いじめを行った児童へ、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む指導とその保護者への助言と学校との連携を継続的に行う。
- ⑥ いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ⑦ いじめに関係する保護者に関係する情報と学校の対応を説明する。
- ⑧ その他の児童に対して、学級指導、学年集会、全校集会、部活動等において関係する児童とその保護者のプライバシー保護に配慮し、当該事案の説明と指導を行う。
- ⑨ いじめに関係する児童と保護者にかかわる情報を定期的に交換し、いじめの解消と再発防止を図る。
- ⑩ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめなど重大事案については、十日町市教育委員会及び所轄の十日町警察署等と連携して対処する。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
(児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を想定する。)
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
(相当の期間とは年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、重大事態の可能性を想定する。)
- ③ その他、学校や十日町市教育委員会が重大事態と判断する場合。

(2) 重大事態発生時の対応

十日町市教育委員会へ報告し、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受け

- ① 学校が調査主体となった場合の対応
 - ア 「いじめ防止等の対策のための組織」を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。
 - イ 組織による事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ウ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - エ 調査結果を十日町市教育委員会に報告する。
 - オ 十日町市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。
- ② 学校の設置者が調査主体となった場合の対応
設置者の調査組織に必要な資料の提出など、調査に協力する。

(3) その他

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

4 犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携

(1) 犯罪に相当するいじめ事案等の定義

- ① 重大事態に相当する事案
- ② 当該いじめが犯罪行為として取り扱われるべき事案

③ 児童ポルノ関連を含めたインターネット上のいじめについて「匿名性」が高く、「拡散」しやすい等の性質を有しており、一刻を争う事態が生じ得る事案

(2) 犯罪に相当するいじめ事案等発生時の対応

上記(1)①, ②, ③の事態が発生した場合、学校は直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応する。その際の連絡窓口となる担当者は教頭とする。

5 いじめ防止等のための年間計画（いじめ防止プログラム西小プラン）

月	教職員の取組	児童対象	保護者・地域住民 対象
通年	○児童の情報交換 （職員終会時週1回） ○小中一貫教育の推進	○いじめ見逃しゼロスクール等の人権教育の充実（通年） ○心のアンケート実施（毎月） ○小中一貫教育の活動の充実、異学年交流（通年）	○いじめ見逃しゼロ県民運動 ○学校と連携した小中一貫教育の推進（通年） ○PTA活動の充実（通年）
4	○学校いじめ防止基本方針の検討と理解 ○子どもを語る会①	○年間の目標と計画づくり ○学級等組織とルールづくり	○あいさつ運動 ○いじめ防止対策の説明と広報 ○保護者懇談会
5		○縦割り班活動を生かした行事：運動会	
6	○子どもを語る会②	○教育相談①	○あいさつ運動
7	○学校評価（前期）	○1学期のふりかえり	○保護者懇談会 ○個別懇談
8	○生徒指導研修① ○学校評価（前期）	○家庭・地域での活動の充実	
9			○西小教育の日
10			
11	○子どもを語る会③	○教育相談② ○中学校体験入学 ○なかよし月間（南中学校区いじめ見逃しゼロスクール集会・西小いじめ見逃しゼロスクール集会・西小なかよし集会）	○あいさつ運動 ○保護者アンケート
12	○学校評価（後期） ○生徒指導研修②	○人権教育強調旬間 ○2学期のふりかえり	○保護者懇談会 ○人権教育、同和教育授業公開
1	○学校評価（後期） ○いじめ防止委員会③		
2	○学校評価（後期）		
3	○小中連絡会 ○卒業・進級認定会（情報交換）	○卒業を祝う会 ○年度のふりかえり	○保護者懇談会 ○卒業式

令和7年3月一部改定